

入院・入居・旅行などに必要な
「身元引受保証人」で
お困りの方に

「家族の役割」引き受けます！



任意後見・生前契約受託機関
NPOりすシステム

E-mail liss-system@seizenkeiyaku.org
URL <https://www.seizenkeiyaku.org/>

りすシステム

お問合わせなどはこちらへ

0120-889-443

りすシステムパートナー

発行：2023年7月

任意後見・生前契約受託機関 **NPOりすシステム**

りすシステムパートナー

「保証人が必要」

そう言われて、悩んだことはありませんか？

高齢者施設入居 病院にかかるとき

- 1人で暮らしている
- 家族や親族と疎遠になっている
- 子どもや親族に負担をかけたくない
- 頼れる人が近くにいない



高齢者施設に入居 病院に入院してから

- 入居・入院時に手伝いがほしい
- 病気やけがのときに面倒を見てほしい
- 認知症になったら世話をしてほしい
- 手術の立ち会い、付き添いをしてほしい

誰にでも訪れる 「その時」

- 葬儀・納骨をしてくれる人がほしい
- 自分の死を子どもや親族に知らせてほしい
- 住居の片づけ・不用品の処分などをしてほしい
- 財産の整理を信頼できる人に託したい

高齢者施設に
に入るときの
「入居手続き・引越し」

病気になったときの
「付き添い・手続き」
「手術立ち会い」

人生を締めくくる「葬儀」
死亡届などの「手続き」
「住居の片づけ」
「不用品の処分」

これら「家族の役割」を公正証書契約で担うしくみ

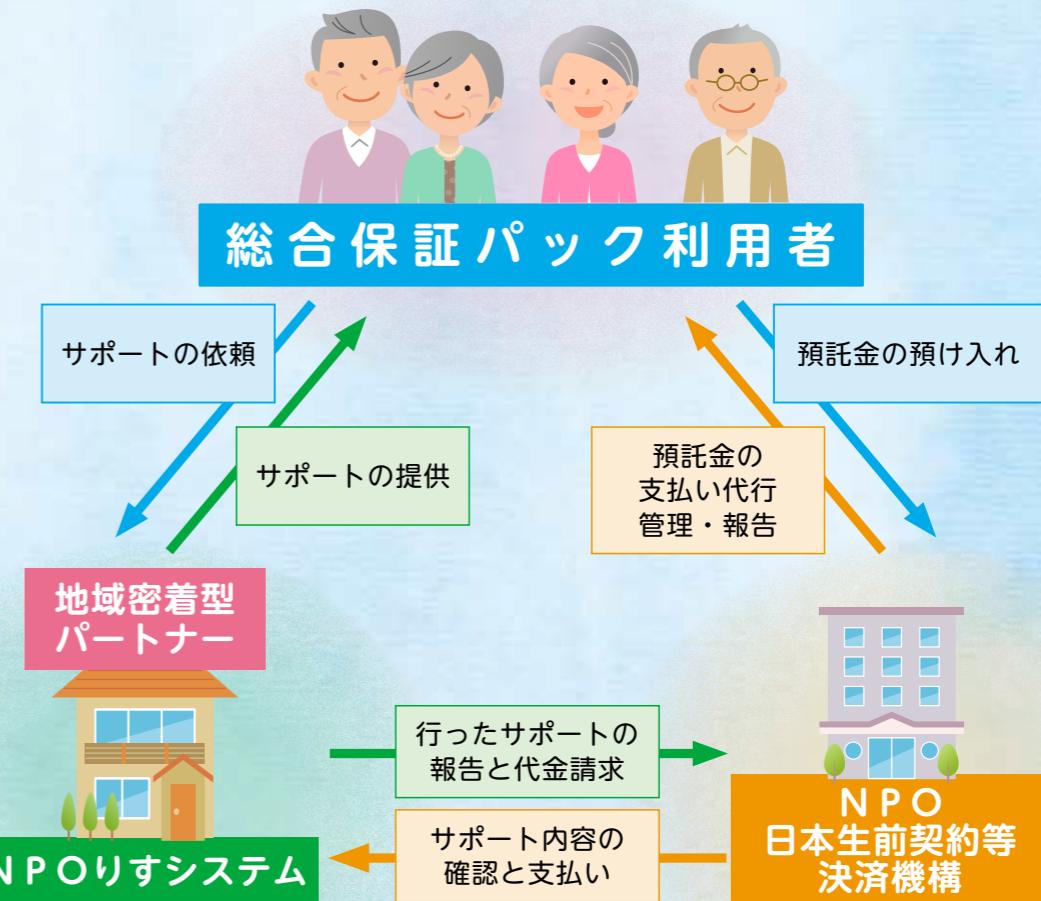
それが NPOりすシステム の
「総合保証パック」

申込み手続きの流れについては… 4 ページ 費用については… 10-11 ページ

目次

NPOりすシステムの総合保証パック 安心の仕組み	2-3
引き受けます！「家族の役割」 申込み手続きの流れ	4
5つの契約で切れ目のないサポートを実現	5
契約家族になるために	6-7
りすシステム5つの安心 – 生前契約のパイオニア –	8
あなた(利用者)を支える契約家族(りすシステム)	9
総合保証パック費用の内訳	10
申込手続き 契約後に必要な費用 契約後に提出いただく書類	11

安心の仕組み



地域密着型パートナー・預託金
NPO日本生前契約等決済機構については… 8 ページ

いつかくる「その時」まで
あなたをしっかり支えます

サポート内容については… 12-15 ページ ご注意いただきたいこと… 20-21 ページ

死後事務の内容例	12-13
生前事務の内容例	14-15
その他のサービス	16-17
NPOりすシステム 組織の概要 りすシステム関連団体	18
個人情報保護 基本方針	19
注意事項	20-21
全国に広がるりすシステムのネットワーク	22-23

引き受けます！「家族の役割」 「総合保証パック」



- 入院や入居のときに必要な身元引受保証人でお困りの方におすすめのプランです
- 5つの契約によって「家族の役割」をりすシステムがお引き受けします
- 申込金150万円～で契約締結後、ただちに身元引受保証が受けられます

申し込み手続きの流れ

1

申し込み

- りすシステムへ次の書類を送付
 - ①「総合保証パック」申込書・事務履行に必要な事項申出書
 - ②住民票(本籍地記載のもの)
 - ③戸籍謄本
 - ④印鑑登録証明書
 - ⑤口座振替依頼書
- 総合保証パック申込金納付

2

契約締結

- 公証役場にて①生前契約基本契約②生前事務委任契約③任意後見契約④負担付死因贈与契約⑤死後事務委任契約を締結
- 契約の日から身元引受保証の利用が可能

3

後日面談

- 死後事務についての打合せ、りすシステムへの提出書類の作成
- 希望により公正証書遺言作成のご相談

「5つの契約」で 切れ目のないサポートを実現

りすシステムでは、5種類の契約書・公正証書(※1)であなたの安心をより確実なものにします

1

生前契約基本契約

2

生前事務委任契約公正証書

- 高齢者施設入居や入院時の身元引受保証だけでなく、通院や入退院時の付き添い、手術の立ち会いなど、生活の中で助けがほしいときに、お手伝いをするための契約です。

3

任意後見契約公正証書 (※2)

- 認知症等で十分な判断ができなくなったとき、りすシステムが任意後見人として契約の代理、日常生活の支援、生活費の管理などをお手伝いします。

4

負担付死因贈与契約公正証書 (※3)

- 火葬から納骨、家の片づけなど死後に必要な事務をりすシステムが責任を持って行います。その実費を死後にりすシステムに支払う契約です。

5

死後事務委任契約

※1 公正証書：裁判官や検察官を務めた法律家等で、法務大臣に任命された「公証人」が作成した公文書

※2 任意後見契約：2000年に新設された制度。判断能力が不十分になったときに備え、あらかじめ介護契約の代理などを託す人を決めておく契約

※3 死因贈与：人が亡くなったことを条件に、財産を贈与すること

契約家族®になるために

自立した生活を送っているときから、判断力が低下したとき、そして死後に至るまで、りすシステムがしっかりと支援を続けられるために各種の「契約」を結びます。「契約」があることで、りすシステムが「家族」の役割を担うことが可能になります。



1 「生前契約基本契約」

2 「生前事務委任契約公正証書」

日々の暮らしの中で「こんなことをしてほしい」というとき、依頼に応じてサポートが受けられる契約です。身元引受保証、日常生活の支援などを引き受けています。

サポート
開始

生前事務

自立

- 入居保証
- 入院保証
- 通院付き添い
- 買物付き添い
- 旅行付き添い
- 就職の保証人

フレイル *

- 入居保証
- 手術立ち会い
- 入院保証
- 外出付き添い
- 入院・退院付き添い

後見

- 生活・療養看護
- 財産管理

死後事務

身体

- 死亡届などの手続き
- 遺体搬送
- 火葬・納骨

荷物

- 住居の片づけ
- 不用品の処分

社会関係

- 儀式・お別れ会など
- 年金・保険の死亡届など
- 住居の返還手続き

遺産

遺産についての遺言作成などはご相談ください。

生前契約の
サポート範囲

3 「任意後見契約公正証書」

認知症になるのか、ならずり生涯を終えるのかは分かりません。また脳障害等で突然寝たきりになることも。判断力が衰えたときに備え、任意後見人にりすシステムを指名しておくことで、万一認知症等になっても安心して生活を送ることができる契約です。

※フレイル…人は年を取ると段々と体の力が弱くなり、外出する機会が減り、病気にならないまでも手助けや介護が必要となってきます。このように心と体の働きが弱くなってきた状態をフレイル(虚弱)と呼びます。
(東京都医師会HPより)

5 「死後事務委任契約」

死亡した後に必要なさまざまな仕事を「私のおぼえがき®」の内容によって、りすシステムが実施することができるようにしておく契約です。

りすシステム 5つの安心 －生前契約のパイオニア－

りすシステムのりす(Liss)は Living·support·service(生活支援サービス)の略称です。核家族化や少子高齢化が進み「家族の役割」を担うことを、もやいの会(18ページ参照)会員から求められ、1993年10月、日本で初めて生前契約を受託する法人として発足。以来「**契約家族®**」契約の先駆けとして、多くの方々をサポートしてきました。

1 公正証書による契約

りすシステムの契約は「**公正証書**」を主とした契約です。公正証書とは公証人(法務大臣が任命した特別な公務員)が作成する公文書です。生前契約は、その人の生涯にわたる大切な契約ですから、証明力と信頼性に優れた公正証書による契約をしておくことで、いざというとき、りすシステムに依頼されたことを確実に実行します。

2 決済機構

NPO日本生前契約等決済機構(略称:決済機構)は、生前契約のしくみに賛同した裁判官や検察官経験者、弁護士、公認会計士などの国家資格者を中心として構成され、りすシステムが契約通りのサービスをしていることをチェックします。また、利用者からお預かりする預託金(以下参照)を管理し、りすシステムの行った生前や死後の仕事の内容を確認した上で、その費用を預託金から支払います。

3 預託金

預託金とは、いざというときに備えて、あらかじめ準備しておくお金です。例えば、急な入院で自分で入院費等が支払えない場合、りすシステムがいったん立て替え払いし、後日預託金から精算させていただきます。(預託金はいつでも補充できます)万一お亡くなりになった場合にも、預託金から必要な費用を支払っていきます。預託金の管理は決済機構が行います。

4 24時間365日つながります

いざというときは、いつやってくるか分かりません。緊急コールセンターは**24時間365日**つながります。

5 地域密着型パートナー制度

利用者の皆さんから依頼された、さまざまなサポートを、**業務委託先である『りすセンター(パートナー)』**が実施します。各種契約書は、りすシステムから業務委託先に再委任することができる内容となっており、個人情報保護方針にも必要な範囲で個人情報の第三者提供などについて定めています。りすセンターが実施した仕事については、りすシステムがすべての責任を負います。また、利用者の皆さんからのご要望やクレームも、りすシステムが責任をもって対応いたします。

あなた(利用者)を支える 契約家族®(りすシステム)

あなたを取り巻く多種多様な機関との間をつなぐ役割=りすシステム



総合保証パック費用の内訳

200万円コース	金額	150万円コース	金額
① 登録申込金	5万円	① 登録申込金	5万円
② 分担金	15万円	② 分担金	15万円
③ 事務手数料	3万円	③ 事務手数料	3万円
④ 生前事務に必要な費用の預託金 ※	27万円	④ 生前事務に必要な費用の預託金 ※	27万円
⑤ 死後事務に必要な費用の預託金 ※	150万円	⑤ 死後事務に必要な費用の預託金 ※	100万円
合計	200万円	合計	150万円

※りすシステムが行うサービスに必要な費用を事前にお預かりします。皆さんからお預かりする預託金は、別組織であるNPO日本生前契約等決済機構(P.8参照)が管理します。実際に使われた分だけ、同機構のチェックのもとでりすシステムに支払われます。安心と信頼を確実なものにするための独自のシステムです。

総合保証パック費用の内訳 各項目の説明

- ① りすシステムと決済機構に申込みをするための費用です。
- ② りすシステム運営のためご負担いただく費用です。
- ③ お申込みまでの書類作成等に必要な費用です。
- ④ 生前事務(入院や入居の保証・サポート等、生前にりすシステムが提供するサービス)費用が、何らかの理由で口座引き落としきなかった場合に備えた預託金です。
公正証書契約締結時に公証役場へ支払う金額(約7万円)を含みます。
- ⑤ 死後事務(12~13ページの「基本型死後事務(予算50万円)」+※住居の片づけ・不用品の処分・諸手続)のために預けていただくものです。

※住居の片づけ・不用品の処分費用の目安(状況によって変更になることもあります)

ワンルーム18m²程度 … 10万円 ・ ワンルーム25m²程度 … 20万円

40m²程度(2DK) … 30万円 ・ 60m²程度(3LDK) … 40万

※精算後、余った預託金はご指定の方(もしくは団体)にお渡しします。

申込手続き

- ① 「総合保証パック」申込書・事務履行に必要な事項申出書、口座振替依頼書に必要事項を記入してください。
- ② 戸籍謄本・住民票(本籍地記載のもの)・印鑑証明書を用意してください。
- ③ 上記①・②を封筒に入れ、投函(切手は不要)してください。
- ④ 「総合保証パック申込金」を納付してください。

- ・郵便局から送金の場合 … 払込用紙を切り取り線から切り取って使用してください。
- ・銀行から送金の場合 …… 下記口座へ送金して下さい。※振込手数料はご負担ください。

送金先 三井住友銀行 韮町支店 普通預金8590400
名義:トクヒ リスシステム

送金先 三菱UFJ銀行 神保町支店 普通預金0248694
名義:トクテイヒエイリカツドウホウジン リスシステム

契約後に必要な費用

年会費	12,000円(1,000円/月) ▪ 申込金納付の翌月から1年分を一括口座引き落とし(毎年)
サポート費用	1日(6時間程度): 2名対応 15,000円・1名対応 10,000円 半日(3時間以内): 2名対応 7,500円・1名対応 5,000円 +各支部所在地からの往復交通費実費 ▪ 現地までの移動時間は含まれません ▪ 6時間を超えるサポート、早朝・深夜は追加費用がかかります
事務手数料	入院・入居等身元引受保証の依頼: 5,000円/件 緊急連絡先の依頼: 3,000円/件 他
その他	▪ 貸貸住宅や高齢者施設等の連帯保証を受託する際は、担保金として家賃や施設等へ支払う金額(月額)の3か月分程度が必要です ▪ 家庭裁判所の審判により任意後見監督人が選任され、りすシステムが任意後見人に就職した後、月額3,000円の任意後見人報酬が必要となります

※サポート費用や事務手数料は、口座引き落としてお支払いいただきます。

※業務はりすシステム監理のもと、りすセンター(パートナーが在籍)および協力団体に委託します。

※住宅の身元引受保証人・連帯保証人および緊急連絡先を受託する際は、セコム株式会社等が提供するかけつけ対応のある見守りサービスを導入することが必須要件です。

※お申込みの撤回や解約に伴う返金については20ページをご確認ください。

契約後に提出いただく書類

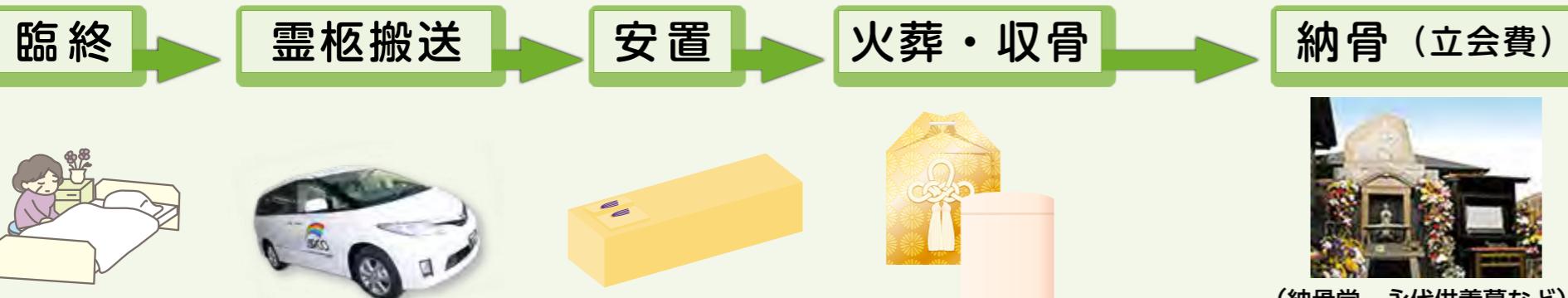
- ※「総合保証パック」申込書・事務履行に必要な事項申出書に加えて、下記の書類を後日ご提出ください。
- ・企画書: りすシステムに依頼したい死後事務の内容をご記入いただく書類です。
 - ・医療上の判断に関する事前意思表示書: 終末期医療等についての希望をご記入いただく書類です。
 - ・諸手続参考資料表: 年金や保険、取引金融機関等の連絡先をご記入いただく書類です。
 - ・後見ノート(後見事務履行に関する事前意思表示書): 認知症等になった場合の「生活のあり方」についての希望をご記入いただく書類です。

死後事務の内容例

りすシステムでは、人が亡くなったときに発生するさまざまな業務を行います。
「標準的な死後事務」は、その中でもほとんどの方が必要と思われるものです。
それ以外にも、ご希望により多様な死後事務をお引き受けします。

標準的な死後事務

基本型死後事務（予算 50万円）



事務手続き

- 関係機関への死亡届・連絡
- 年金・保険の死亡届



事務手続き

- 電気・ガス・水道などの解約手続き・精算



荷物・住居 (ワンルーム～2LDK程度)

- 住居の片づけ
- 不用品の処分
- 賃貸住宅、施設の返還手続き
- 個人情報関係書類等の適切な処分



その他の死後事務

（別途費用が必要です）

葬儀・告別式

棺、祭壇、死装束、供花



宗教儀礼

読経、戒名の授与



納骨

- 石工の手配
- 所定場所以外の納骨



ご希望通りに納骨できない場合、りすシステム提携の合葬墓に埋葬いたします。

ペットの処遇



荷物・住居

- 荷物が多い場合
- エレベーターなしの場合など



撤骨



デジタル記録の消去

生前事務の内容例



りすシステムの主な業務は、身元引受保証、認知症等で判断力が低下した後の任意後見人の受託、個人情報の保護となります



入院・手術の同意支援
入居等の身元引受保証や
緊急連絡先の受託



医療上の判断の支援



就職の
身元引受保証



旅行の緊急連絡先
の受託

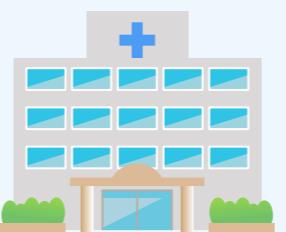


認知症等で判断力が
低下した際の
任意後見人受託



パートナーに委託します

※サポートを受ける際は費用がかかります。11ページを参照ください。



通院の付き添い



病状説明に同席



入院・手術の立ち会い



セコム等による
日常生活の見守り・手配



介護関連
各種手続き



高齢者施設等への
住み替えの相談
施設見学の付き添い



引越しや家の片づけ
不動産の管理、売却等の
相談・手配・立ち会い



墓の管理・掃除
墓じまいの相談・手配
立ち会い

その他のサービス



定期刊行物

りす俱楽部

各分野の専門家の方に寄稿いた
だく読み物、りすシステム支部・
パートナー活動記、各種イベン
トや相談会のスケジュール、イ
ベントの写真、
皆さんからの
お便りなどを
掲載していま
す。



ARCO(アルコ)通信

りすシステム関連団体のイベント情
報や報告記事を掲載しています。

※ARCO…スペイン語arcoiris「虹」が由来。

あの世とこの世の
架け橋となるよう
にとの願いを込め
ています。



誕生日カード

お誕生月に「誕生日カード」「確認シート」をお送りします。
「確認シート」は、皆さんの近況や体調をお尋ねするシート
になっていますので、皆さんからのご返信をお待ちしてい
ます。ご返信がなかったり、シートの内容で気になること
があればご連絡します。



確認シート



見守り訪問

「見守り訪問」を希望される方には、年1回ご自宅などに
訪問します。日々の暮らしでの困りごと、気になること
などご相談ください。見守り訪問のお申し出は、「誕生日
カード」に同封している「確認シート」で申込みができま
す。見守り訪問は無料です。

各種イベント・相談会

利用者同士の 交流会・親睦会

新年会、お花見、各地の名所散策、
ランチ会、お茶会など、
バラエティに富んだ内容です。



なんでも談話室 談話サロン

時間内なら出入り自由のオープン
なおしゃべり、情報交換の場です。
毎回、さまざまな話題で
盛り上ります。



法律相談

弁護士に相談できます。



暮らしの よろず相談会

住み替え、リフォーム、不動産売却、
お墓のこと等のご相談をはじめ、
日常の暮らしの中の、ちょっとした
困りごとに、専門のスタッフが
お答えします。



ニュージーランド 撒骨の旅

撒骨の旅を開催しています。

※利用者サービスは、事情により変更する場合があります。

NPOりすシステム

●組織の概要

1993年秋、生前契約は「Liss(りす)システム」(Living・Support・Service・システム)として産声をあげました。動機は「もやいの会」の会員から、葬儀など死後のこと、生前に必要な入院や、高齢者施設入居の保証人などを引き受けてほしい、という切実な要望に応えたからです。創設以来、着実に実績を積んで、2000年2月には、契約により行った仕事の確認とお金の支払い役として『NPO日本生前契約等決済機構』を設立し、同年11月「りすシステム」は生前契約の受託機関としてNPOに組織変更しました。その結果、一段と活動の範囲も業務の質も向上し、今日に至っています。

【名称】特定非営利活動法人 りすシステム

【主たる事務所】東京都豊島区巣鴨5丁目35番37号

【本部】東京都千代田区九段北1丁目4番5-5階

【支部】札幌、仙台、名古屋、大阪、広島、松山、福岡、大分

【役員構成】代表理事：杉山 歩(理事9名) 監事：清水 勇男、岩下 宣子

●めざすもの

最後まで自分らしく生き、自己責任で死の準備をする「21世紀型の社会保障システム」です。2000年4月「任意後見契約に関する法律」が施行されたことにより、「生前」「任意後見」「死後」の3つの契約によって、「生きているとき」から「万一、判断能力をなくしたとき」、そして「死を迎えたとき」までの一貫したサポートができるようになりました。価値観の多様化に対応し、いつでも、どこでも、誰もが安心して利用できる「生前契約」という新しいライフスタイルの提案です。

●活動の内容と役割

- 1.これまで家族が担っていた、日々のくらしの中で人が生きていくために必要な、自分自身ではできないことの支援
- 2.高齢者施設や賃貸住宅の入居保証、病院等の入院・手術立ち会い等の身元引受け保証
- 3.認知症などで正常な判断ができなくなったときのサポート(任意後見契約・法定後見人等の受託)
- 4.死後に発生するさまざまな仕事や事務処理の引受け(葬儀の主宰や家族への支援を含む)
- 5.その他

●その他の活動(地球に恩返しの森づくり事業部)

2009年以降、「地球に恩返しの森」(大分県由布市庄内町)づくりを通して、さまざまな環境保護運動をしています。



「地球に恩返しの森」イメージキャラクター しんちゃん

りすシステム関連団体

もやいの会

1990年設立。さまざまな事情で墓の維持に困っている人、入る墓のない人に「家族」「血縁」「宗教」「国籍」などの垣根を超えて、自らの意思で「終のすみか」を決めておき、死後納骨できる合葬墓「もやいの碑」を運営しています。生前から「死後のすみか」と同じくする人々の仲間づくりの活動をしています。

個人情報保護 基本方針

特定非営利活動法人りすシステム(以下、「当法人」といいます)は、当法人の業務遂行に伴い、入手した個人情報を適正に取り扱うため「個人情報保護基本方針」を制定し、個人情報保護を推進します。

1. 個人情報の適正な取得・利用

当法人は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により利用者の個人情報を取得します。また、個人情報の利用にあたっては、法令に定める場合を除き、利用目的を通知または公表し、利用目的の範囲内で取り扱います。

2. 個人情報の利用目的 当法人の保有する個人情報は、以下の目的達成に必要な範囲内で利用します。

- (1)生前契約(生前契約基本契約、生前事務委任契約、任意後見契約、死後事務委任契約、負担付死因贈与契約等を含む)の締結、生前契約及び法律等に基づく権利義務の履行、生前契約に関する情報を含むサービスの提供、遺言執行業務、その他生前契約に付帯する事業
- (2)生前契約に関する保険媒介及び代理事業 (3)提携する事業者等のサービスや商品等の各種ご提案やご案内
- (4)生前契約の履行及び当法人の各事業における目的達成に必要な範囲での個人情報の第三者(提携する代理店及び外注先等)への提供
- (5)当法人の各事業における調査研究又は事業開発等のための調査分析、各種リスク把握及び管理、これらの目的達成のために必要な範囲での個人情報の第三者(研究者等)への提供 (6)生前契約解約後の事後管理

3. 個人情報の提供

当法人は、法令に定める場合のほか、前記利用目的の達成に必要な範囲で、以下の第三者に提供することがあります。なお、ご本人からの申し出により全部又は一部の相手方への全部又は一部の個人情報の提供を停止します。

個人情報を提供する相手方(例示)

- (1)生前契約履行のために必要な当法人の取引先及び取次先(行政、医療機関、介護事業者、高齢者施設管理業者、金融機関、不動産仲介業者、不動産管理会社、リノベーション事業者、安否見守り事業者、死後事務に必要な墓地・霊園・葬儀祭業者等関係各所、弁護士、税理士、司法書士、行政書士、土地家屋調査士その他の関連する専門職等)及びその見込みのある者
- (2)生前契約履行のために必要な事業提携先(業務委託の相手方等) (3)生前契約の普及促進・研究推進のため必要な相手方(研究者等)

4. 任意後見受任者としての個人情報の取得

当法人は、生前契約の誠実な履行を実現するため、必要な範囲内において、利用者の任意後見受任者として、同人の健康・医療に関する情報を医療関係者及び介護事業者から取得することができるものとします。

5. 個人情報の共同利用に関する事項

当法人は、利用目的の達成に必要な範囲内において、次に定める内容に基づき、当法人の保有する個人情報を共同利用する場合があります。

1)共同して利用する個人情報

- 企画書、申出書、医療上の判断等利用者から提出を受けた書面、生前契約に関する各種契約書面、同各種公正証書、サービス記録に記載されたすべての項目、その他当法人の保有する個人情報
- (2)共同して利用する者の範囲 ・特定非営利活動法人日本生前契約等決済機構 ・りすセンター統括株式会社 ・株式会社りすネット
 - (3)共同して利用する者の利用目的 当法人の利用目的と同じ
 - (4)当該個人データの管理について責任を有する者

特定非営利活動法人りすシステム 代表理事 所在地 東京都千代田区九段北1-4-5北の丸グラスゲート5階

6. 個人情報の外部委託に関する事項

当法人は、利用者の個人情報について、その取り扱いを外部に依頼する場合があります。その場合には、個人情報の保護に十分な措置を講じている者を選定し、委託先に対して必要かつ適切な監督を行い、個人情報保護の水準を担保いたします。

7. 個人情報の管理

当法人は、個人情報の正確性及び最新性を保ち、安全に管理するとともに、情報紛失、改ざん、漏えいなどを防止するために必要かつ適正な措置を講じます。

8. 役職員への教育

当法人は、全役職員が個人情報保護の重要性を認識し、その管理および取扱いを適正に行えるよう、個人情報保護に関する教育・啓発を継続的に実施します。

9. 法令等の遵守 当法人は、個人情報保護に関する各種法令または規範を遵守します。

10. 個人情報保護方針の改訂について

当法人は、個人情報保護方針の内容を改定することができます。個人情報保護方針の改定については、当法人ホームページに掲載します。

11. お問い合わせ等の受付担当

当法人の個人情報の取扱いに関する照会・相談等お問い合わせについては、適切・迅速に対応します。また、利用者からの個人情報保護に関する法律に基づく個人データの開示、訂正、利用中止等の請求に適切に対応します。

以上

制 定：2017年4月1日 改定日：2021年10月1日

注意事項

【サポート開始時期について】

契約締結日より、各種サポートの利用が可能になります。

【解約・返金について】 ※かならずお読みください。

- (1) 申込金の入金日から8日以内に文書で申込撤回の通知をいただいた場合、申込金は全額返還致します。入金日から9日以降に申込撤回のお申し出があった場合は、申込金は返還致しかねます。
- (2) 公正証書契約に至る前に解約のお申し出があった場合、その時点までにかかった費用(出張面談をした場合の日当・交通費等)・公証役場キャンセル料(発生した場合のみ)・経過分の年会費月割額はご負担いただきます。その時点で預託金または分担金を納付済みの場合は、上記費用を差し引いた上で残金を返金致します。
- (3) 公正証書契約完了後に解約となった場合、その時点の預託金残高から、公正証書契約解除に係る費用を差し引いた金額と、未経過の年会費月割額を返還致します。申込金・分担金は返還致しかねますのでご了承ください。なお解約時に預託金・分担金・年会費が未納付の場合は、分担金・公正証書契約解除に係る費用・経過分の年会費月割額を納付いただきます。

【サポートができない場合について】

1. 預託金が不足した場合

- (1) 生前事務は預託金の範囲内で行います。そのため、ご希望するサポートが預託金の金額を超える場合はサポートができないか、または預託金の範囲内のサポートになります。
※生前事務のための預託金の金額が10万円を下回った場合には、ご連絡しますので補充をお願いします。
- (2) 死後事務は、私のおばえがき®で決められた予算額の範囲で行います。預託金は、予算額の全額をお預かりします。亡くなった時点での預託金残金の合計が予算額を下回った場合、公正証書遺言または死因贈与契約公正証書により、遺産から支払っていただきます。預託金が多い場合、予算額を超えた分は遺産となります。
※万一、不足額の支払いを受けることが困難であると予想された場合は、預託金の範囲内で死後事務を行うことになります。

2. 天変地異もしくは戦争の勃発、感染症の蔓延等の不測の事態が生じた場合

天変地異もしくは戦争の勃発、感染症の蔓延等の不測の事態が生じたとき、または、それらの事態が予見されるとき。

【契約の解除について】

- (1) 利用者からの解除
利用者は、生存中に限りご本人の意思でいつでも契約を解除することができます。ただし、解除には公証人の認証が必要です。(費用はご本人の負担となります)

(2) りすシステムからの解除

次の事態に至り、りすシステムが任意後見人になることが困難であるとき、または、その他やむを得ない事情があるときに限り、「決済機構」の同意を得たうえで契約を解除することができます。

- ・利用者の判断力が著しく低下したと、りすシステムが判断し、利用者に速やかに医師の診断をうけるよう促したにもかかわらず、利用者が拒んだ場合
- ・利用者自身または他人の生命、財産等に危害を及ぼしたり、危害を及ぼすおそれがあるりすシステムが判断し、利用者の行為の制止や、利用者を保護しようとしたにもかかわらず、利用者が拒んだ場合
- ・利用者がりすシステムの事業を著しく妨害し、その信用を棄損するような行為をした場合

【契約の終了について】

下記に該当する場合、契約は終了します。

- (1) 契約が解除されたとき
- (2) りすシステムが解散したとき
- (3) 利用者またはりすシステムが破産手続き開始決定を受けたとき
- (4) りすシステム以外の者が利用者の成年後見人、保佐人、補助人または任意後見人に選任されたとき
- (5) 任意後見契約に関する法律の定めに従い、りすシステムが任意後見人を解任されたとき
- (6) 利用者が死亡したときは、生前事務委任契約および任意後見契約は終了し、死後事務委任契約の効力が発生します。

【契約が終了したときの返金について】

契約が終了した場合、以下の通り返金します。

- ・預託金の残余額
- ・未経過分の年会費

※公正証書を作成していた場合、公正証書契約の解除に伴う諸費用をご負担いただきます。

暴力団等反社会的勢力排除宣言

りすシステムは、自立自戒・清廉潔白を旨として、地域社会に対してより一層の安全・安心を提供できるよう、暴力団等反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、一切の取引を行わず、それらの勢力からの不当な要求は断固拒絶するものとします。

全国に広がるりすシステムのネットワーク

